（博物館法施行規則の一部改正）

第五条　博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第十六条**　［略］ 2　前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書に貼るものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（手数料） **第十六条**　［同上］ 2　前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。 3　［同上］

（社会教育調査規則の一部改正）

第六条　社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（報告の義務及び方法等） **第六条**　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	（報告の義務及び方法等） **第六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の報告をする場合は、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項及び第五条第一項の規定中電子証明書に関する規定は、適用しない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（教員資格認定試験規程の一部改正）

第七条　教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第九条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の規定による手数料のうち文部科学大臣が委嘱する大学が行う試験に係るものについては、収入印紙をもつて国に納付するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。 4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（手数料） **第九条**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項の規定による手数料のうち文部科学大臣が委嘱する大学が行う試験に係るものについては、収入印紙をもつて国に納付するものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。 4　［同上］

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

第八条　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定により納付すべき手数料は、願書に収入印紙を貼って納付しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（手数料） **第十一条**　［同上］ 2　前項の規定により納付すべき手数料は、願書に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願出を行う場合は、当該願出により得られた納付情報により、現金をもってするものとする。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。